

美馬市監査委員告示第1号

平成23年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により平成23年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成23年9月27日

美馬市監査委員 松 家 忠 秀

美馬市監査委員 藤 原 英 雄

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果は、次のとおりである。

1 監査の対象

平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が効率的に行われているかについて、本年度執行予定の事業計画や課題と対照させながら、すべての課等を対象とし、美馬市監査実施計画に基づき決算審査に併行して実施した。

2 監査の期日

平成23年7月25日から平成23年7月29日まで

3 監査の方法

各課等から定期監査調書及び付属資料等の提出を求め、関係部課長等から事情を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等について調査し、監査を行った。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理は、概ね適正に行われているものと認められたが、その一部において、次のとおり要望事項が認められるので適切な措置を講じられたい。なお、軽易な事項については、その都度関係者に改善又は検討を要望した。

5 要望事項

水道部 業務課

水道料金の未納対策として、給水停止を実施した結果、未収金が減少するなどの

成果がでていますが、なお一層未収金の回収に努めていただきたい。

また、不納欠損処分については、市民の納付意識を阻害することのないよう、慎重かつ厳正に対処されたい。

企画総務部 税務課

市民税、固定資産税及び国民健康保険税等の収入未済については、財源の確保と税負担の公平性を確保するためにも、収入未済の解消に向け、なお一層の努力をしていただきたい。

また、不納欠損処分については、市民の納付意識を阻害することのないよう、慎重かつ厳正に対処されたい。

市民環境部 市民・人権課

住宅新築資金等貸付金償還金の収入未済については、収入未済の解消に向け、なお一層の努力をしていただきたい。

保険福祉部 高齢・介護保険課

介護保険料の収入未済については、財源の確保と負担の公平性を確保するためにも、収入未済の解消に向け、なお一層の努力をしていただきたい。

また、不納欠損処分については、市民の納付意識を阻害することのないよう、慎重かつ厳正に対処されたい。

保険福祉部 子どもすこやか課

保育料の収入未済については、園児が卒園すると徴収が困難になる恐れがあるので、早めの対策を講ずるよう一層の努力をしていただきたい。

また、不納欠損処分については、保護者の納付意識を阻害することのないよう、慎重かつ厳正に対処されたい。

建設部 建設課

住宅使用料の収入未済については、弁護士等と連携を取りながら滞納整理を行っ

ているが、なお、計画的な納付指導など収入未済の解消に向け、一層の努力をしていただきたい。

建設部 下水道課

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の収入未済については、収入未済の解消に向け、なお一層の努力をしていただきたい。

また、市民に対し加入促進のPRを行い、加入率の向上に努力していただきたい。

経済部 商工観光課

各種団体補助金については、補助対象事業が計画及び交付条件にしたがって実施され、十分な効果があげられているか精査していただきたい。

また、指定管理委託料についても、適正であるか吟味していただくとともに、指定管理者制度の導入の主旨に沿い、指定管理者を適切に指導・監督していただきたい。

教育委員会 各課共通

各種団体補助金については、補助対象事業が計画及び交付条件にしたがって実施され、十分な効果があげられているか精査していただきたい。